

「活火山防災対策の強化を求める」意見書

国内の火山活動が活発化するなか、箱根町の大涌谷周辺では火山活動の活発化に伴う噴火警戒レベル引き上げ、警戒区域（立入規制区域）の設定により、住民生活及び地域経済へ大きな影響を及ぼしました。

御嶽山の教訓を受けて成立した、活動火山対策特別措置法の主旨を踏まえ、事前対策の強化とともに中長期的対策の検討を行う必要があります。

よって、国及び政府は、活火山防災対策の充実強化のため、次の事項について必要な措置を講じられるよう強く要望します。

- 1 火山災害による被害を未然に防ぐため、火山観測体制を十分なものとし、登山者、観光客、地域住民及び地方自治体等への噴火情報等の情報伝達体制の充実・強化を図ること。
- 2 風評被害の防止に向け、警戒区域等に関する的確な情報発信を行い、長期的な打撃を被る観光関連産業等についての支援策を講ずること。
- 3 活火山噴火対策に関連する法律は、災害対策基本法をはじめ、災害予防、災害応急対応など様々で、所管する省庁も多岐にわたっている。このことが、市町村の業務を煩雑にし、対応が遅れる一因となっている。国として、火山防災について市町村がとるべき対応を一元化したマニュアルを作成すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月8日

内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
総 務 大 臣	高 市 早 苗 殿
国土交通大臣	石 井 啓 一 殿
内閣府特命大臣	河 野 太 郎 殿
衆 議 院 議 長	大 島 理 森 殿
参 議 院 議 長	山 崎 正 昭 殿

神奈川県山北町議会